公示送達

茅野都市計画事業茅野駅西口土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成23年１月27日

茅野都市計画事業
茅野駅西口土地区画整理事業
施行者　茅野市
代表者　茅野市長　柳平千代一

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
茅野市ちの3556番地
小川**穣**次郎

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、本事業施行地区の換地計画において定められたあなたの関係事項については、別紙明細書及び図面のとおり換地処分します。なお、別紙明細書及び図面は掲載を省略し、長野県茅野市ちの3555―４番地にある掲示板において掲示する。

教示１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に茅野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に茅野市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

茅野都市計画事業茅野駅西口土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成23年１月27日

茅野都市計画事業
茅野駅西口土地区画整理事業
施行者　茅野市
代表者　茅野市長　柳平千代一

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
（住所の記載のない者は住所不詳。）

⑴　小川甚兵衛　　⑵　小川　國藏
⑶　小川平右ヱ門　⑷　小川　定助
⑸　小川　栄吉　　⑹　小川市左ヱ門
⑺　小川市左ヱ武　⑻　小川　磯吉
⑼　小川　利吉　　⑽　小川新三郎
⑾　小川　駒吉　　⑿　小川　音作
⒀　小川　孫吉　　⒁　小川　丑藏
⒂　小川角三郎　　⒃　小川玉三郎
⒄　小川德次郎　　⒅　小川　吉良
⒆　小川仲次郎　　⒇　小川喜三郎
㉑　小川金之丞　　㉒　小川津右ヱ門
㉓　小川阪三郎　　㉔　小川　亀作
㉕　小川德之丞　　㉖　小川金左ヱ門
㉗　小川　亀吉　　㉘　小川　兼藏
㉙　小川　奥平　　㉚　小川　萬平
㉛　小川　仙吉　　㉜　小川孝三郎
㉝　小川　巻重　　㉞　小川時太郎
㉟　小川重左ヱ門　㊱　小川　兼吉
㊲　小川勘次郎　　㊳　小川清次郎
㊴　小川　與市　　㊵　小川　紋藏
㊶　小川多兵衛　　㊷　小川　泰藏
㊸　小川安左ヱ門　㊹　小川宗兵衛
㊺　小川梅太郎　　㊻　小川市三郎
㊼　宮川村　小川　治助
㊽　金沢村　小川　勘藏
㊾　山梨県西八代郡上野村　小川　京平
㊿　山梨県西八代郡上野村　小川浅太郎

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、本事業施行地区の換地計画において定められたあなたの関係事項については、別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、長野県茅野市ちの3555―４番地にある掲示板において掲示する。

教示１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に茅野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に茅野市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十七日
札幌市手稲区西宮の沢四条四丁目一八番七号
株式会社エスコム
代表清算人　中島　権次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十三年一月二十七日
北海道砂川市二砂町三番地
一公興業株式会社
清算人　丸山　　健

解散公告

当社は、平成二十二年十二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十七日
岩手県盛岡市津志田町二丁目一六番三一号
株式会社元創
代表清算人　澤田　　司

解散公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十七日
宮城県石巻市潮見町四番地三
野田木材株式会社
代表清算人　野田　四郎

解散公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十七日
栃木県足利市福居町八七五番地六
株式会社ハートケアサービス
清算人　安藤　芳江

解散公告

当社は、平成二十二年十二月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十七日
埼玉県新座市西堀二丁目六番二二号
有限会社小森谷建設
清算人　小森谷幸枝